

議案第181号

## 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員

第1節 給料（第4条—第8条）

第2節 手当（第9条・第10条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第1節 報酬（第11条—第17条）

第2節 期末手当（第18条）

第3節 費用弁償（第19条）

第4章 雑則（第20条—第25条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び技能労務職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フ

ルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては報酬及び期末手当をいう。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の受ける給料及び報酬は、その職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に基づいたものであつて、かつ、静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者、静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の適用を受ける者及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号)の適用を受ける者(以下「常勤職員」という。)並びに会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮したものでなければならない。

## 第2章 フルタイム会計年度任用職員

### 第1節 給料

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1に定めるところによる。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものはそれぞれの職務の級に分類されるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及びその号給は、人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給与条例第8条から第11条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額)

第7条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環

境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、常勤職員の例により給料の調整額を支給することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第8条 給与条例第38条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第24条本文の規定に基づき」とあるのは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条の規定により第24条本文の規定の例により」と読み替えるものとする。

## 第2節 手当

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当等)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。次項において「職員」という。）として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期（任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間）を通算した期間を前項の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

- (4) 2箇月以上3箇月未満 100分の30
- (5) 1箇月以上2箇月未満 100分の20
- (6) 15日以上1箇月未満 100分の10
- (7) 15日未満 100分の5

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員

#### 第1節 報酬

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、初任給調整に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。ただし、任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者である場合その他勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、日額又は時間額として定めることができる。

2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額に、第9条に規定する地域手当の額を加算した額をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬)

第13条 給与条例第13条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬について準用する。この場合において、同条第1項中「医療職給料表(1)」とあるのは「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の医療職給料表(1)」と、同条中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬については、常勤職員の相当する手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第15条 前条の規定により給与条例第24条の例により算出するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第12条第1項本文の規定により基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第12条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額
- (2) 第12条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第12条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 第12条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第12条第4項の規定による基本報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第16条 給与条例第8条から第11条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第2項中「21日」とあるのは、「21日(基本報酬(静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額及び時間額で定める者に限る。)、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬にあつては、その月分を翌月21日)」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第17条 給与条例第38条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第24条本文」とあるのは、「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条」と読み替えるものとする。

## 第2節 期末手当

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。

## 第3節 費用弁償

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の適用を受ける者の例により支給する。

2 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その費用弁償として、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して市規則で定める額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及びその利用する交通機関等又はその使用する自動車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用し、又は使用しているものであるものを除く。）

## 第4章 雑則

(会計年度任用職員の給与の特例)

第20条 任命権者は、職務の特殊性、任用の事情等を考慮して第2条から前条までの規定による給与により難しい場合においては、常勤職員との権衡を考慮して会計年度任用職員の給与を別に定めることができる。

(休職者の給与)

第21条 法第28条第2項及び静岡市職員の分限に関する条例（平成15年静岡市条例第28号）第2条の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(口座振替による支払)

第22条 給与は、会計年度任用職員（退職した者を含む。）から申出があった場合は、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第23条 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助会の会費
- (2) 職員の互助会がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- (3) 法第53条の規定により登録を受けた団体（以下「登録を受けた団体」という。）がその運営のため職員から徴収する経費
- (4) 登録を受けた団体がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- (5) 団体扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- (6) 静岡県市町村職員共済組合貯金の積立金

(静岡市人事委員会との協議)

第24条 市長は、この条例の規定に基づく市規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ静岡市人事委員会と協議しなければならない。この条例の規定により市長又は任命権者が定めることとされている事項のうち静岡市人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)

- 2 令和2年度から令和5年度までのパートタイム会計年度任用職員の期末手当についての第

18条において準用する第10条の規定の適用については、同条第3項中「100分の130」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度に応じ、同表の右欄のとおりとする。

令和2年度	100分の120
令和3年度	100分の122.5
令和4年度	100分の125
令和5年度	100分の127.5

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において会計年度任用職員に相当する本市の法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者については、当該特別職の職員であった期間を第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）の任期及び第10条第3項（第18条において準用する場合を含む。）の勤務の期間とみなし、第10条（第18条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

(単純な労務に雇用される者に対する準用)

- 4 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する職員で会計年度任用職員であるものの給与に関しては、これらの職員に関する法律の規定に基づき別段の定めがなされるまでの間、この条例の規定を準用する。

別表第1（第4条関係）

給料表 の種類	行政職給料表		医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1級	2級	1級	1級	1級	1級	1級	1級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	194,300	299,300	156,200	187,300	148,400	148,600	157,900
2	136,700	196,400	303,300	157,800	189,600	149,600	150,100	159,400
3	137,800	198,500	307,300	159,400	191,900	150,800	151,600	160,900
4	138,900	200,600	311,300	161,000	194,200	152,000	153,100	162,400
5	139,900	202,700	314,600	162,600	196,100	153,200	154,400	164,100
6	141,000	204,800	318,600	164,200	197,500	154,400	156,200	166,000



7	142,100	206,900	322,600	165,800	198,900	155,600	158,000	167,800
8	143,200	209,000	326,600	167,400	200,300	156,800	159,800	169,600
9	144,300	211,000	329,800	169,000	201,600	157,900	161,500	171,400
10	145,600	213,200	333,800	170,600	203,100	159,200	163,400	173,500
11	146,900	215,400	337,800	172,200	204,600	160,400	165,300	175,500
12	148,200	217,600	341,800	173,800	206,100	161,600	167,200	177,500
13	149,400	219,600	345,200	175,400	207,200	162,600	169,000	179,500
14	150,800	221,800	349,200	177,000	207,700	164,300	171,200	181,700
15	152,200	224,000	353,200	178,600	208,300	166,000	173,400	183,900
16	153,600	226,200	357,200	180,200	209,000	167,700	175,600	186,100
17	155,000	228,300	360,500	181,800	209,700	169,400	177,700	188,400
18	156,400	230,500	364,400	183,000	210,900	171,100	180,200	191,000
19	157,800	232,700	368,300	184,600	212,100	172,800	182,700	193,500
20	159,200	234,900	372,200	186,200	213,300	174,500	184,900	196,000
21	160,600	237,000	375,300	187,800	214,600	176,200	186,900	198,500
22	163,200	239,200	379,200	188,900	216,100	177,900	188,300	200,200
23	165,800	241,400	383,100	190,500	217,600	179,600	189,700	201,900
24	168,400	243,600	387,000	192,100	219,100	180,900	190,900	203,600
25	171,000	245,700	390,500	193,700	220,300	182,200	191,900	205,100
26	172,600	247,900	393,400	195,000	222,100	183,500	193,100	206,500
27	174,200	250,100	396,300	196,800	223,900	184,900	194,400	208,100
28	175,800	252,300	399,200	198,600	225,700	186,300	195,800	209,600
29	177,400	254,300	401,800	200,400	227,300	187,700	197,300	211,300
30	178,800	256,500	404,400	201,900	228,900	189,200	199,000	213,000
31	180,200	258,700	407,000	203,200	230,500	190,700	200,700	214,700
32	181,600	260,900	409,600	204,500	232,100	192,200	202,400	216,400
33	182,900	262,900	411,900	205,800	233,500	193,700	203,900	217,800
34	184,200	265,000	414,500	207,100	235,100	195,400	205,400	219,500
35	185,500	267,100	417,100	208,800	236,700	197,100	206,900	221,200
36	186,800	269,200	419,700	210,500	238,300	198,800	208,400	222,900
37	187,900	271,100	422,100	212,200	239,600	200,400	209,700	224,300

38	189,500	273,200	424,500	213,600	241,300	202,100	211,500	226,000
39	191,100	275,300	426,900	215,200	243,000	203,800	213,300	227,700
40	192,700	277,400	429,300	216,800	244,700	205,400	215,100	229,400
41	194,300	279,400	431,400	218,400	246,000	207,000	216,800	231,000
42	196,400	281,500	433,500	219,900	247,700	208,700	218,800	232,700
43	198,500	283,600	435,600	221,900	249,400	210,400	220,800	234,300
44	200,600	285,700	437,700	223,900	251,100	212,000	222,800	235,900
45	202,300	287,500	439,600	225,900	252,600	213,600	224,600	237,600
46	204,300	289,600	442,500	227,400	254,300	215,300	226,400	239,100
47	206,300	291,700	445,400	229,400	256,000	217,000	228,200	240,400
48	208,300	293,800	448,300	231,400	257,700	218,600	230,000	241,800
49	210,300	295,400	450,900	233,400	258,900	220,200	231,700	243,000
50	212,400	297,500	453,500	235,100	260,500	221,900	233,600	244,400
51	214,500	299,600	456,100	237,200	262,100	223,500	235,500	245,900
52	216,600	301,700	458,700	239,300	263,700	225,100	237,400	247,100
53	218,400	303,200	461,300	241,400	265,000	226,700	239,100	248,200
54	220,400	305,300	463,900	243,300	266,800	228,400	240,900	249,600
55	222,400	307,400	466,500	245,500	268,600	230,000	242,700	250,800
56	224,400	309,500	469,100	247,700	270,400	231,600	244,500	252,000
57	226,300	311,200	471,700	249,900	271,400	233,200	246,300	253,200
58	228,400	313,300	474,300	251,500	273,300	234,900	248,100	254,400
59	230,500	315,400	476,900	253,800	275,200	236,500	249,900	255,500
60	232,600	317,500	479,500	256,100	277,100	238,100	251,700	256,700
61	234,600	319,000	481,800	258,300	278,300	239,700	253,400	258,100
62	236,600	321,100	484,200	260,300	280,000	241,300	255,200	259,100
63	238,600	323,200	486,600	262,600	281,700	242,900	257,000	260,300
64	240,600	325,300	489,000	264,800	283,400	244,500	258,800	261,200
65	242,400	327,000	491,100	267,000	284,700	246,100	260,200	262,200
66	243,900	329,100	493,500	269,000	286,400	247,700	262,100	263,600
67	245,400	331,200	495,900	271,200	288,100	249,300	264,000	265,000
68	246,900	333,200	498,300	273,300	289,800	250,800	265,900	266,400

69	248,400	335,200	500,500	275,400	291,200	252,300	267,400	268,000
70	249,400	337,100	502,600	277,400	292,800	253,800	268,800	269,500

備考

- 1 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。
- 2 医療職給料表（1）は、病院、保健所等に勤務する会計年度任用職員の医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 3 医療職給料表（2）は、病院、保健所等に勤務する会計年度任用職員の薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 4 医療職給料表（3）は、病院、保健所等に勤務する会計年度任用職員の保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 5 保育教諭給料表は、こども園、待機児童園等に勤務する会計年度任用職員の保育教諭で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 6 高等学校等教育職給料表は、高等学校に勤務する会計年度任用職員の講師に適用する。
- 7 小学校中学校教育職給料表は、小学校及び中学校に勤務する会計年度任用職員の講師に適用する。

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

給料表の種類	職務の級	基準となる職務
行政職給料表	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	高度の知識及び経験を要する業務を行う職務